

横須賀市 特別給付搬送サービスの運用変更説明会に係る質問について（令和3年3月／介護保険課）

No.	質問	回答
1	サービスの対価について、2人対応時には訪問介護のように200%加算でよいのか。	搬送サービスは、派遣する人数ごとの評価ではなく、サービス1回ごとの評価となるため、複数の人数でサービス提供を行っても、報酬以外に費用を請求することはできない。（現行と同じ）
2	通院等乗降介助と併用で、歩行補助のみを行う場合、10段以上であれば1人対応でも2,120円が算定できるのか。また、2,120円の区分について、パターンを整理してほしい。	<p>設問の場合、10段以上ではなく、20段以上の場合に限り、1人対応でも2,120円の算定を認める。</p> <p>なお、2,120円の区分は次の2種類。（別紙イメージ図参照） ア：原則、連続10段以上20段未満の階段を車いす等（歩行補助以外の方法）で介助する場合 イ：歩行補助の場合（原則連続10段以上の階段。30段でも40段でも歩行補助はすべてこの区分となる。） ※歩行補助を原則連続10段以上とするのは、特別搬送の単独利用を想定しているためである。 そのため、併用利用については、10段以上で直ちに対象となるのではなく、地理的要因や必要性によって利用可否が判断される。</p> <p>今回の改正は、上記イ(歩行補助)のうち、通院等乗降介助と併用で行う場合の人員配置について一部取り扱いを変更するもの。</p> <p>現行：併用の場合は通院等乗降介助から1人＋特別搬送から1人（合計2人）の人員配置が必要。 変更後：併用の場合で、20段以上かつ1人対応でも安全に歩行補助可能な場合にのみ、特別搬送から1人の人員配置で可とする。（2人対応が必要な場合は現行どおりの運用とする。） ※20段以上の理由：高台等の本市特有の地理的要因への対応を評価する観点から、20段以上の場合に限定し、通院等乗降介助と併用の場合の人員配置を緩和。 なお、20段未満の歩行補助で1人対応が可能な場合には原則特別搬送との併用ではなく、法定サービスである通院等乗降介助の単独利用が優先される。</p>
3	通院等乗降介助と特別給付を同一事業所で行う場合、通院等乗降介助の提供にあたって訪問介護計画を作成するが、特別搬送の計画や申請書を別途作成する必要があるのか。	<p>通院等乗降介助を併用で利用している場合、通院等乗降介助に係る訪問介護計画は必要であるが、特別搬送の個別の計画は求めている。</p> <p>ただし、身体状況等からどのようなサービスを提供する必要があるのかについてケアプラン上で位置付けるとともに、特別搬送の利用開始時及び変更時には「特別給付サービス利用届出書（以下、利用届出書）」の提出を求めるものである。他の法定サービスと違い、横須賀市独自の市町村特別給付となるので、「利用届出書」の提出とサービス提供月ごとの「特別給付支給申請書」の提出は、保険給付のための必要な手順である。</p>
4	搬送サービスの利用に関し、階段だけの介助方法や地図・写真を添えて市に提出する必要があるか。要介護認定時のアセスメント及び環境状況で判断できないか。	<p>地図や写真は横須賀市特有の地理的要件として特別搬送の対象にあてはまるかを判断する資料として提出を求めており、介助方法は利用者の身体状況や地理的環境等を考慮した上で特別搬送を利用する必要性の有無を判断する資料として「利用届出書」への記載を求めるものである。</p> <p>介護認定時の調査は居宅以外（入院先の病院等）で実施することもあり、調査からサービス利用開始までに期間があくこともあるため、搬送サービス事業所としてサービス開始時の利用者の心身の状況を適切に把握することが必要である。また、開始時だけでなく継続的に利用者の状況を把握することに努めていただきたい。</p>
5	改定に伴い、ケアプラン変更が必要とのことだが、具体的にはどの部分か。	ケアプラン2表にはサービスの提供内容とともに、区分（費用）を記載していただいているので、記載している金額を変更する必要がある。

(質問 No. 2 に対するイメージ図)

① 4,770 円の区分	居宅から移動車両の駐車位置までが、 おおむね 40 段以上の階段の場合
② 3,670 円の区分	居宅から移動車両の駐車位置までが、 おおむね 300 メートル以上の場合、 又は 20 段以上 40 段未満の階段の場合
③ 2,120 円の区分	ア. ①又は②に該当しない場合 (10 段以上 20 段未満の階段の場合) イ. 歩行の補助のみ行う場合 (10 段以上の階段の場合)

③イ.. 歩行補助のみを行う場合

	利用パターン	職員配置	
		現行	変更後
	特別搬送のみの 単独利用	 (特搬) 1人以上	 変更なし
	通院等乗降介助 との併用	歩行補助に 2 人以上必要な場合のみ 利用可  (通院乗降) 1人 + (特搬) 1人以上	● 1 人の職員でも安全に搬送ができる 場合、搬送サービス職員 1 人で可 ※20 段以上の階段に限る  (特搬) 1人
	その他サービスと の併用 (デイ・ショート等)	歩行補助に 2 人以上必要かつ、デイ等 のみでは対応できない場合に利用可  (その他) 最低 1人 + (特搬) 最低 1人	 変更なし